

政令第 号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第六条第三項、第十二条第一項第四号及び第七号並びに第二十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「及び川崎市」を「、川崎市及びさいたま市」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に出資等を行うことができ、かつ、国土交通大臣が同機構の中期計画の認可をしようとするときにその長の意見を聴く地方公共団体として、さいたま市を加える必要があるからである。